御所市選挙区選挙長告示第三号

平成二十三年四月十日執行の奈良県議会議員選挙御所市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成二十三年四月一日

奈良県議会議員選挙

御所市選挙区選挙長　山　本　保　幸

一　場所　奈良市登大路町三〇番地　奈良県本庁舎四階

選挙管理委員会室

二　日時　平成二十三年四月七日　午後六時四十五分